2020年春の年会

福島特別プロジェクトセッション

福島復興・再生に向けて—震災後 9 年を振り返る—

For the recovery and regeneration of Fukushima -Looking back on the nine years since the Great East Japan Earthquake-

（2）福島における除染等の進捗について（2020）

(2) Decontamination outside the Plant in Fukushima

*小沢　晴司

環境省東北地方環境事務所

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、同年 8 月、政府では放射性物質汚染対処特別措置法を制定、同法に基づき、発電所敷地外の福島県内等の人の生活圏に飛散、沈着した放射性核種（特にセシウム）が付着した土壌等の除去作業を実施してきた。本報告において、これまでの経緯を振り返り、今後の課題について述べる。

Keyword: Fukushima, Decontamination, Risk communication, Ministry of the Environment Japan

1. 除染の主な経緯

2011 年 3 月以降、福島第一原子力発電所周辺地域には避難指示区域が設定され、2011 年 8 月の特別措置法の施行、翌 2012 年 1 月の本格施行に基づき、避難指示区域では国により、同区域外の汚染状況重点調査地域では市町村等により、除染事業が取り組まれた。2017 年 3 月までに帰還困難区域を除く避難指示区域内の除染は終了し、大熊町、双葉町、及び帰還困難区域を除く地域の避難指示は解除された。2017 年 7 月以降、帰還困難区域内に設定された特定復興再生拠点区域内での除染、家屋解体が開始された。除染により発生し、福島県内の仮置場等に保管されている除去土壌等 1400 万㎥については、大熊町、双葉町にまたがる 1600ha の中間貯蔵施設区域に搬入することとされ、2015 年 3 月から搬入が開始され、以降 30 年以内に、福島県外に最終処分することとしている。

2. 除染事業の規模

2018 年 3 月までに福島県内外での除染により発生した除去土壌は 1700 万㎥に達し、除染作業員は延べ 3210 万人、2018 年度までに計上された予算は 2 兆 9 千万円にのぼる。当初用地交渉が難航した中間貯蔵施設用地については、2019 年 9 月までに全体の約 7 割の土地について契約がなされた。用地交渉と並行し、取得用地の形状に順応して分別施設、貯蔵施設、焼却施設等が建設され、除去土壌等の搬入も進められている。

3. 今後の課題

3-1. 中間貯蔵施設への除去土壌の搬入

2018 年度末までに 260 万㎥超が搬入され、2019 年度 400 万㎥、2020 年度も概ね 400 万㎥の搬入を見込み、2021 年度には、帰還困難区域を除き、福島県内の仮置場等に保管されている除去土壌等の概ね完了を予定している。トラック一日 2000 台程度の運搬が想定され、安全な輸送と適切な保管が当面の課題となる。

3-2. 除去土壌の再生利用

搬入開始から 30 年以内の土壌等の福島県外最終処分への道筋を見出すため、低線量の除去土壌については、公共事業の基盤材等の再生利用を進め、処分量の減容化を進めることが課題となっている。

3-3. 避難指示区域解除後の帰還

除染による線量低下、その後の地域の線量の状況を計測し、地域の再生、復興が進められるよう、帰還する住民等の不安に丁寧に対応するとともに、福島県内外への地域再生状況の理解を促すことが課題となる。

参考文献

1 除染の進捗状況について　ふるさと福島の再生に向けて、小沢晴司、日本原子力学会誌、Vol.57, No.6 (2015), 25-28

2 福島の環境回復活動の状況について、小沢晴司、日本原子力学会誌、Vol.59, No.1 (2017), 33-36

*Seiji OZAWA

Northeast Japan Ministry of the Environment